

主な変更箇所一覧

番号	章・節等	項	変更前	変更後
1	第3章1(1) 建築物の設計・ 工事段階等にお ける適法性の確 保	P16 ②	② 中間・完了検査の確実な受検に向けた取組 (中略) ・建築確認済証の交付時に、中間検査・完了検査の必要性を示すリーフレット等を配布し、普及啓発を図る。	② 中間・完了検査の確実な受検に向けた取組等 (中略) ・建築確認済証の交付時に、中間検査・完了検査の必要性を示すリーフレット等を配布し、普及啓発を図る。 ・国とも連携し、ICT技術等を活用して、適正かつ効率的に中間検査・完了検査を行うことができる新たな手法について検討していく。 【新規】
2	第3章2(1) 建築物の適切な 維持管理の徹底	P30 ④	④ 建物所有者等への普及啓発 (中略) ・外壁、天井等の非構造部材の劣化等による落下事故、防火設備の不備による火災の拡大、エレベーターの事故などは、大事故に発展する恐れがある。定期報告制度やホームページを活用し、建物所有者等に対して、安全管理の徹底について普及啓発を図る。 (後略)	④ 建物所有者等への普及啓発 (中略) ・外壁、天井等の非構造部材や外付看板等の劣化等による落下事故、防火設備の不備による火災の拡大、エレベーターの事故などは、大事故に発展する恐れがある。定期報告制度やホームページを活用し、建物所有者等に対して、安全管理の徹底について普及啓発を図る。 (後略)
3	第3章2(3) 昇降機の安全確 保	P34 ①	① 昇降機の取替えの際に建築主事等がチェックできる仕組みの整備 ・都内特定行政庁と連携し、原則として既存昇降機の取替え等の際に、建築確認申請を行うこととする取扱方針を定める。 ・既存昇降機の取替え等の際に、安全装置等の設置等、現行基準への適合を求められることができる法整備を国に求めていく。	① 昇降機の取替えの際に建築主事等がチェックできる仕組みの整備 ・既存昇降機の取替え等の際に、安全装置等の設置等、現行基準への適合を求められることができる法整備を国に求めていく。
4	第3章3(3) 応急危険度判定 の円滑な実施	P41 ①	① 執行体制やマニュアルの整備 ・応急危険度判定を具体的に展開するためのマニュアルを整備する。 ・区市町村に応急危険度判定の事前準備等を働きかけ、また都及び区市町村の行政連絡会を開催する。 ・判定員講習会を開催し、開催に当たっては判定制度の周知を図るなどの工夫を行い、判定員の積極的な確保に努める。	① 執行体制やマニュアルの整備 ・応急危険度判定を具体的に展開するためのマニュアルを整備する。 ・区市町村に応急危険度判定の事前準備等を働きかけ、また都及び区市町村の行政連絡会を開催する。 ・新規登録のための判定員講習会を開催し、開催に当たっては判定制度の周知を図るなどの工夫を行い、判定員の積極的な確保に努める。 ・応急危険度判定員の判定技術やモチベーションの維持・向上に向けた取組について、区市町村と連携して検討を行う。
5	第3章3(3) 応急危険度判定 の円滑な実施	P41 ②	② 応援判定員の派遣要請計画の作成 ・区市町村ごとの必要判定員数、応援判定員の派遣要請先、派遣場所、人数、輸送方法、宿泊場所等について、事前に想定し、計画を作成する。	② 都の震前支援計画の作成 ・区市町村ごとの必要判定員数、応援判定員の派遣要請先、派遣場所、食料等について、区市町村の震前実施計画を踏まえ事前に想定し、区市町村に対する都の支援計画を作成する。

番号	章・節等	項	変更前	変更後
6	第3章4(1)建築行政手続のデジタル化	P46 ①	<p>①建築確認等</p> <p>●デジタル化の効果が最大限に得られるよう、関係機関全体でデジタル化に取り組む。</p> <p>1) 都の率先した取組</p> <p>・建築確認等について、国の試行を通じて得られたデジタル化に係る課題と対応を検証しつつ、オンラインによる申請を可能とするシステムを構築する。</p> <p>・建築確認申請手続は、区、消防署等、複数の関係機関の関与が必要であるため、申請手続のデジタル化に当たっては、関係機関が参加可能なシステムの構築を検討する。 (後略)</p>	<p>①建築確認等</p> <p>●デジタル化の効果が最大限に得られるよう、関係機関全体でデジタル化に取り組む。</p> <p>1) 都の率先した取組</p> <p>・建築確認等について、国の試行を通じて得られたデジタル化に係る課題と対応を検証しつつ、<u>情報セキュリティや、デジタルデバイド(インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。)</u>等の問題にも留意しながら、オンラインによる申請を可能とするシステムを構築する。</p> <p>・建築確認申請手続は、区、消防署等、複数の関係機関の関与が必要であるため、申請手続のデジタル化に当たっては、<u>一連の手続き全体をオンラインでカバーできる</u>システムの構築を検討する。 (後略)</p>
7	第3章4(1)建築行政手続のデジタル化	P46 ①	<p>①建築確認等 (中略)</p> <p>2) 区市・指定確認検査機関等の取組の促進</p> <p>・<u>区市との連絡会等を通じ、都での検討状況の情報共有や区市の意見等の把握に努め、区市が参画しやすい環境整備を図り、区市の取組を促す。</u> (後略)</p>	<p>①建築確認等 (中略)</p> <p>2) 区市・指定確認検査機関等の取組の促進</p> <p>・<u>区市や東京消防庁を交えた検討会を設置し、都での検討状況や電子申請の導入効果等に係る情報共有を行うとともに、区市の意見や情報通信環境等を把握し、区市も活用可能な汎用性を備えたシステムを構築することで、区市の取組を促す。</u> (後略)</p>
8	第3章4(1)建築行政手続のデジタル化	P46 ②	<p>②定期報告 (中略)</p> <p>・<u>受付団体と連携し、国の試行を通じて得られたデジタル化に係る課題と対応を検証しつつ、オンラインによる報告を可能とするシステムを構築する。</u> (後略)</p>	<p>②定期報告 (中略)</p> <p>・<u>受付団体と連携し、国の通知に基づく簡易なオンライン手法による報告を暫定的に行うとともに、そこで得られた課題を検証しつつ、情報セキュリティや、デジタルデバイド等の問題にも留意しながら、定期報告に係る業務を円滑に行うことができるシステムを構築する。</u> (後略)</p>
9	第3章4(1)建築行政手続のデジタル化	P46 ②	<p>②定期報告 (中略)</p> <p>・<u>定期報告概要書の閲覧について、オンラインによる閲覧が可能となるよう、規則改正を国に求めていく。</u></p>	<p>②定期報告 (中略)</p> <p>・<u>定期報告概要書の閲覧について、オンラインによる閲覧が可能となるよう、規則改正を国に求めていく。あわせて、写しの交付の取扱いについても検討していく。</u></p>
10	第3章4(1)建築行政手続のデジタル化	P47 ④	<p>④建築計画概要書の閲覧・台帳記載事項証明 (中略)</p> <p>・<u>概要書の閲覧について、オンラインによる閲覧が可能となるよう、規則改正を国に求めていく。</u></p>	<p>④建築計画概要書の閲覧・台帳記載事項証明 (中略)</p> <p>・<u>概要書の閲覧について、オンラインによる閲覧が可能となるよう、規則改正を国に求めていく。あわせて、写しの交付の取扱いについても検討していく。</u></p>
11	第3章4(1)建築行政手続のデジタル化	P48 表注釈	<p>※1</p> <p>令和3年度に、多摩建築指導事務所で試行を行い、<u>得られた課題等をシステムに反映する。</u></p>	<p>※1</p> <p>令和3年度に、多摩建築指導事務所で試行を行い、<u>機能の検証や課題の洗い出し等を行い、システムに反映する。</u></p>